

## インターネット上における核燃料物質等の取引について

平成31年2月6日

原子力規制庁

### 1. 事案の概要

原子炉等規制法<sup>1</sup>においては、使用の許可等法定の手続を経ることなく核燃料物質を譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととされている<sup>2</sup>。

今般、インターネット上のオークションサイトにおいて、使用の許可等を受けているかどうか確認できない者から核燃料物質等の可能性がある物品が出品されるなど、原子炉等規制法に違反するおそれのある事象が確認された(別紙参照)。このため、同様の事象の発生を防止する観点から、次のとおり対応することとしたい。

### 2. 今後の対応

電子商取引会社の楽天株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、株式会社メルカリ及び公益社団法人日本通信販売協会に対して、使用の許可等を受けていない者による販売の防止を要請する旨の通知を発出するとともに、インターネットを介して核燃料物質等を法定の手続を経ることなく購入することがないように、ホームページ等で一般に周知する。

以上

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

<sup>2</sup> この規制の他、原子炉等規制法においては、国際規制物資又は法令で定める数量以上の核燃料物質を使用しようとする者は使用の許可等を受けなければならないとしている。また、放射能濃度及び含有するウラン等の数量が法令で定める限度以上の核原料物質を使用しようとする者は、あらかじめ届け出なければならないと規定している。

## オークションサイトにおける核燃料物質等の可能性がある物品の出品について

原子力規制庁は平成 29 年 11 月、外部からの通報により、ヤフー株式会社が運営するオークションサイトにおいて、少量のウランと称する物品(四フッ化ウランと称する物質、ウラン 99%と称する物質、ウラン 98.5%と称する物質)が出品されていることを確認した。

出品者名は匿名であり個人を特定できないことから、出品情報から当庁において核燃料物質又は国際規制物資の使用を許可した者に該当するか否かの確認はできなかった。また、当該物品が原子炉等規制法に基づく規制対象に該当するか否かの確認もできなかった。

さらに、出品説明文には核燃料物質を使用しようとする者は原子炉等規制法に基づく許可を受ける必要がある旨の説明がなかったことから、取引が成立した場合、同法に基づく許可を有しない者が、規制対象物入手するおそれがあった。

以上のことから、ヤフー株式会社に次の対応を依頼した。

- (1) 出品者に対し、核燃料物質の譲渡譲受等が法により規制されている旨を通知すること。
- (2) 当該物品の合法性が確認できない場合は、取引の成立前に当該オークションサイトへの掲載を停止すること。

ヤフー株式会社は当庁からの依頼に応じ、出品者に対して連絡を行った旨報告があった。また、取引の成立前に当該物品の出品ページは削除されていること、及び当該オークションサイトの利用に係るガイドラインにおいて、原子炉等規制法に基づき核燃料物質の使用等に関して許可または届出が必要な商品の出品を禁止する旨の基準を設けたことを確認した。

なお、ヤフー株式会社に対し出品者の個人情報提供に係る要請を行ったが、本人の同意なく個人情報を提供することはできないとして、情報提供を受けることはできなかった。また、ヤフー株式会社を介し、出品者本人に対して許可取得状況等を照会したが、回答が得られなかった。このため、平成 30 年 1 月、原子炉等規制法に抵触するおそれがある事案として、警視庁に通報した。